



令和 6 年 度

業 務 概 要

香川県障害福祉相談所

目 次

第 1 障害福祉相談所の概要

1 沿 革	1
2 組織及び職員配置状況	2
(1) 組 織	2
(2) 職員配置状況	2

第 2 身体障害者更生相談所関係業務

1 業務の概要	3
2 相談判定状況等	4
(1) 相談・判定件数	4
(2) 相談・判定件数の年度別推移	4
(3) 補装具判定における来所・巡回相談の実施状況	6
(4) 補装具費支給要否判定状況	8
(5) 自立支援医療費（更生医療）の判定状況	11
(6) 身体障害者手帳の交付状況（高松市居住者を除く）	13
3 地域リハビリテーション推進事業	16
4 研修会の開催状況	17
5 会議等への参加状況	17

第 3 知的障害者更生相談所関係業務

1 業務の概要	18
2 相談判定状況等	18
(1) 相談・判定件数の年度別推移	18
(2) ケース会議	20
(3) 療育手帳の判定・交付状況（18 歳以上）	20
＜参考資料＞療育手帳所持者数（18 歳未満を含む）の年度別推移	22
3 会議等への参加状況	22

第4 児童相談所（障害児部門）関係業務

1 業務の概要	24
2 相談判定状況等	25
（1）相談受付の状況	25
（2）経路別相談受付の状況	25
（3）相談種別処理の状況	25
（4）調査・診断及び心理療法・カウンセリング等の状況	26
（5）障害者入所施設利用に係る受給者証交付状況	27
（6）障害児入所施設別入所人員	27
（7）市町の依頼による意見書の交付	28
（8）療育手帳判定の際の情報の提供件数	28
（9）在宅重症心身障害児（者）訪問指導状況	28
（10）療育手帳の判定・交付状況（18歳未満）	29

第5 発達障害児（者）関係業務

1 業務の概要	32
2 相談判定状況等	32
（1）障害別相談状況	32
（2）年齢層別相談実人員の状況	33

第6 障害者差別解消関係業務

1 業務の概要	34
2 相談受付状況等	35
（1）障害者差別等に関する相談への対応状況等	35
（2）障害者差別解消法に関する研修等の講師派遣状況	35
（3）香川県障害者差別解消支援地域協議会等への出席	35
（4）香川県障害者相談等調整委員会への出席	35

第7 障害者権利擁護センター関係業務

1 業務の概要	36
2 相談受付状況等	37
（1）障害者虐待相談への対応状況等	37
（2）障害者虐待防止研修の講師派遣状況	37
（3）市町等関係機関との連携・協力状況	38

第8 行政機関等への援助

1	行政機関等への援助	39
2	研修会等の講師等	41
3	学生等の実習受け入れ	41

第9 その他の業務

1	業務の概要	42
2	実施状況等	42
(1)	集団指導実施状況	42
(2)	実地指導実施状況	42

第 1 障害福祉相談所の概要

障害福祉相談所は、「身体障害者更生相談所」、「知的障害者更生相談所」、「児童相談所の障害児部門」の機能を有するとともに、発達障害の相談、障害者差別解消に係る相談にも対応する機関である。また、障害者虐待防止法に基づく障害者権利擁護センターとして障害者虐待に関する相談や虐待防止のための普及啓発活動などを行っている。

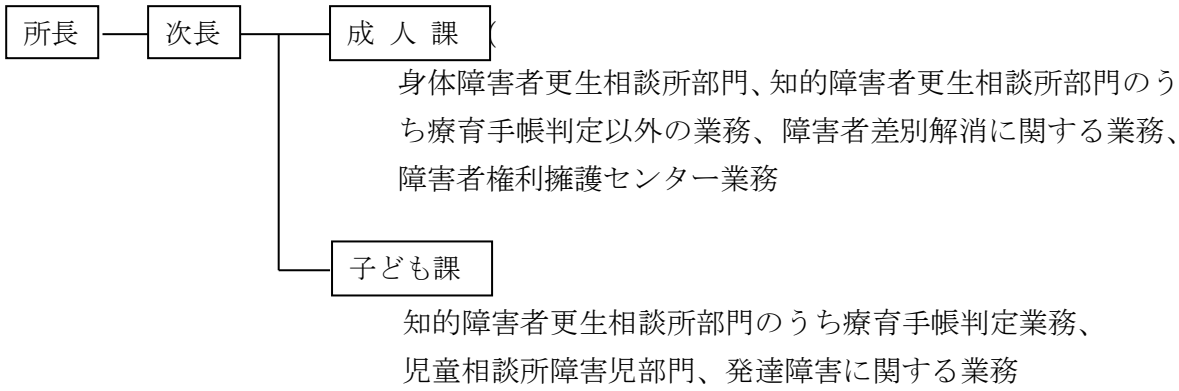
本業務概要は、それぞれの部門ごとに令和6年度の活動状況を取りまとめたものである。

1 沿革

年 月 日	経 過
昭和 23. 4. 1	児童相談所開設
26. 2. 26	身体障害者更生相談所・更生指導所設置
39. 4. 1	精神薄弱者更生相談所設置
61. 4. 1	身体障害者総合リハビリテーションセンターが設置され、身体障害者更生相談所を身体障害者総合リハビリテーションセンター身体障害者更生相談所とする。更生指導所を廃止
平成 11. 4. 1	精神薄弱者更生相談所を知的障害者更生相談所に名称変更
12. 4. 1	身体障害者更生相談所・知的障害者更生相談所をそれぞれ身体障害者相談所・知的障害者相談所に名称変更 児童相談所と女性相談センター(婦人相談所)を統合し、子ども女性相談センターとして発足
13. 4. 1	子ども女性相談センターに西部子ども相談センター(支所)を設置
18. 4. 1	身体障害者相談所・知的障害者相談所・子ども女性相談センターの障害児関係業務を統合し、障害福祉相談所を設置
22. 4. 1	身体障害者手帳交付事務を保健福祉事務所等から障害福祉相談所に移管
24. 10. 1	障害福祉相談所内に障害者虐待防止法に基づく県障害者権利擁護センターを設置
28. 4. 1	障害者差別解消法に関する相談業務を開始
30. 4. 1	香川県障害のある人もない人も共に安心して暮らせる社会づくり条例に基づく相談調整業務を開始

2 組織及び職員配置状況

(1) 組織



(2) 職員配置状況

令和6年4月1日現在

区 分	事 務	技 術					合計	備考
		社会福祉職	心理職	保育士	保健師	小計		
所 長	1						1	
次 長		1				1	1	成人課長兼務
課 長			1			1	1	
副 主 幹	1	2	1			3	4	
主 任	2	2	3		1	6	8	再任用2名 育短2名
一般職員	4					1	4	
会計年度 任用職員								
合 計	8	5	5		1	12	19	

(非常勤医師)

令和6年4月1日現在

区 分	整形外科	心臓血管 外科	腎臓・ 膠原病内科	肝臓内科	消化器・ 一般外科	免疫機能 障害	歯科・ 歯科口腔外科	小計
併任医師	1	1	1	1	1	1		6
区 分	整形外科	耳鼻咽喉科	眼科	精神科	脳神経外科			小計
嘱託医師	5	14	1	1	1			22
合 計								28

第 2 身体障害者更生相談所関係業務

1 業務の概要

身体障害者更生相談所関係では、県内の身体障害者の相談・判定の専門機関として位置づけられており、援護の実施機関である市町からの依頼に基づき、専門的相談・支援及び補装具、自立支援医療等について判定を行うとともに、施設利用に関する情報提供を行っている。また、平成 22 年度から、保健福祉事務所等から事務移管を受け、身体障害者手帳の交付事務を行っている。

(1) 専門的相談・支援

身体障害者の生活・職業・医療・補装具等の相談に応じている。市町での対応が困難なものについては、市町と連携を図りながら専門的支援を行っている。

なお、相談には、身体障害者福祉司をはじめ医師、保健師、心理判定員等が当たり、必要に応じて理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、視能訓練士の協力を得て、問題の適切な解決に努めている。

(2) 補装具費・自立支援医療費（更生医療）支給の要否判定

市町の判定依頼に基づき、身体障害者及び難病患者等に必要な補装具費支給の要否判定及び自立支援医療費（更生医療）支給の要否判定を行っている。補装具の処方及び適合判定は来所相談・巡回相談により、また、自立支援医療費支給の要否判定は書類判定により実施している。

なお、重度障害がある者または遠隔地に住む者等で来所困難な場合には、状況に応じて書類判定あるいは訪問審査を行っている。

(3) 身体障害者手帳の交付

身体障害者福祉法に基づき、法別表に定める永続する障害を有する者に対し、申請により障害程度を認定し、身体障害者手帳の交付を行っている。

なお、高松市居住者の身体障害者手帳関係業務は、高松市で行っている。

(4) 施設利用に関する情報提供

障害福祉サービスの利用希望者が、サービスの選択を円滑に行えるよう、毎月 1 日現在の在籍者数及び待機者数、新規利用の可否を相談所のホームページで公表している。

(5) 地域リハビリテーションの推進

地域の関係者が集まり、地域課題の共有、支援体制の整備及び関係機関等の連携を図るために設置されている地域自立支援協議会及び香川県自立支援協議会に出席している。

また、「耳の日記念講演会」を開催し、聞こえに不安のある人、補聴器のことで悩んでいる人やその家族、聴覚障害に関心のある人を対象にした地域リハビリテーション活動を行っている。

2 相談判定状況等

(1) 相談・判定件数

令和6年度の相談・判定件数は表<1>のとおりで、相談・判定延件数は1,883件（相談件数2件、判定件数1,881件）、相談・判定実人員は1,841人である。相談内容別に見ると、補装具に関する相談・判定が1,134件（60.2%）で一番多く、次いで更生医療に関する相談・判定が747件（39.7%）となっている。補装具及び更生医療に関する相談・判定で全体の99.9%を占めている。

障害別の相談・判定件数をみると次のようになっている。

① 肢体不自由

肢体不自由の相談・判定延件数は660件（相談件数0件、判定件数660件）である。

相談・判定あわせて最も多かったのは補装具関係で659件（99.8%）である。

② 聴覚・平衡・音声言語・そしゃく機能障害

聴覚、平衡、音声言語、そしゃく機能障害の相談・判定延件数は474件（相談件数1件、判定件数473件）である。職業相談1件と更生医療4件を除き、全て補装具に関するものであり、その内容は補聴器支給判定、補聴器の修理・使用操作に関する相談である。

③ 視覚障害

視覚障害に関する相談・判定延件数は7件である。

④ 内部障害

内部障害の判定延件数は747件で、全て更生医療に関する判定である。

(2) 相談・判定延件数の年度別推移

相談・判定件数の年度別推移は表<2>のとおりであり、前年度に比し、延件数で144件増加、実人員で104人増加している。

表＜ 1 ＞相談・判定状況

令和 7 年 3 月 31 日現在

分		区	相談・判定 実人員	相 談 件 数 (延 件 数)							判 定 件 数 (延 件 数)										判定書 交付数
				更生医療	手帳	補装具	職業	生活	施設入所	その他	計	更生医療		補装具			心理	職能	その他	計	
												適	否	適	否	技術的					
肢 体 不自由		巡 回	160											162						162	123
		来 所	467									1		487		10				498	424
		計	627									1		649		10				660	547
聴 覚 平 衡 音 声 言 語	聴 覚	巡 回	178											178						178	178
		来 所	286				1				1	3		285		6				294	294
		計	464				1				1	3		463		6				472	472
	平 衡	巡 回																			
		来 所																			
		計																			
	言 語	巡 回																			
		来 所	1										1							1	1
		計	1										1							1	1
視 覚	巡 回																				
	来 所	7		1						1			6						6	6	
	計	7		1						1			6						6	6	
内 部 障 害	心 臓	巡 回																			
		来 所	360									360							360	360	
		計	360									360							360	360	
	腎 臓	巡 回																			
		来 所	349										349							349	349
		計	349										349							349	349
	肝 臓	巡 回																			
		来 所	10										10							10	10
		計	10										10							10	10
	そ の 他	巡 回																			
		来 所	23										23							23	23
		計	23										23							23	23
計	巡 回	338										0		340					340	301	
	来 所	1,503		1		1				2	747		778		16				1,541	1,467	
	計	1,841		1		1				2	747		1,118		16				1,881	1,768	

表＜ 2 ＞相談・判定延件数の年度別推移

年度	実人員（人）	更生医療	手帳	補装具	職業	生活	施設	その他	相談・判定 延件数
2	1,763	843	1	993	3	8	4	4	1,856
3	1,986	882	1	1,107	1	6	1	3	2,001
4	1,735	796	3	986		4	2	4	1,795
5	1,737	698	2	1,032	2	3	1	1	1,739
6	1,841	747	1	1,134	1				1,883

(3) 補装具判定における来所・巡回相談の実施状況

令和6年度の来所・巡回相談の実施回数は表<3>のとおり68回(来所相談35回、巡回相談33回)、利用人員は893人(来所相談592人、巡回相談301人)である。相談内容で見ると、肢体不自由が507人(56.8%)、補聴器が386人(43.2%)である。

また、補装具相談・判定人員は、表<4>のとおり976人(来所判定893人、書類判定82人、訪問審査1人)で、これを市町別に見ると、高松市が361人(37.0%)で最も多く、次いで丸亀市が144人(14.8%)となっている。

年齢別補装具相談・判定人員は、表<5>のとおりである。

表<3>来所・巡回相談の実施状況

場 所			実 施 日	受付時間	相 談・ 判定科目	実 施 回 数	利 用 人 員		
							肢 体 不 自 由	補 聴 器	計
来 所 相 談	障害福祉相談所		毎月 第 1 火曜日	13:00～15:30	肢体不自由 補聴器	35	384	208	592
			毎月 第 2 火曜日	13:30～15:30	肢体不自由				
			毎月 第 3 火曜日	13:00～15:30	肢体不自由 補聴器				
巡 回 相 談	中 讃	中讃保健福祉事務所	毎月 第 1 木曜日	14:00～16:00	肢体不自由 補聴器	12	89	105	194
	西 讃	西讃保健福祉事務所	偶数月 肢体 第 3 木曜日 補聴器 第 3 水曜日	14:00～15:30	肢体不自由 補聴器	12	23	52	75
	東 讃	東讃保健福祉事務所	5・8・11・2月 第 4 木曜日 7・10・11月は肢 体不自由のみ	15:00～16:00	肢体不自由 補聴器	7	8	19	27
	小 豆 島	土庄町立中央公民館 小豆島町農村環境改 善センター	7・1 月 第 4 火曜日	14:20～15:30	肢体不自由 補聴器	2	3	2	5
	巡 回 相 談 計					33	123	178	301
合 計						68	507	386	893

表＜４＞市町別補装具相談・判定人員

区 市 町 名	来 所 判 定						訪 問 審 査	書 類 判 定	計
	来 所 相 談	巡 回 相 談							
		福 中 祉 讃 事 務 保 所 健	福 西 祉 讃 事 務 保 所 健	福 東 祉 讃 事 務 保 所 健	小 豆 島	小 計			
高 松 市	341	2				2		18	361
丸 亀 市	49	87	1			88	1	6	144
坂 出 市	27	19				19		2	48
善 通 寺 市	5	16				16		1	22
観 音 寺 市	22	4	39			43		3	68
さ ぬ き 市	29			7		7			36
東かがわ市	12			17		17		5	34
三 豊 市	13	12	34	1		47		1	61
土 庄 町	2				3	3		17	22
小 豆 島 町	3				2	2		24	29
三 木 町	25			2		2		2	29
直 島 町								1	1
宇 多 津 町	4	12				12			16
綾 川 町	43	1				1			44
琴 平 町	2	6				6			8
多 度 津 町	9	15	1			16		1	26
まんのう町	5	19				19		1	25
県 外	1	1				1			2
計	592	194	75	27	5	301	1	82	976

表＜ 5 ＞年齢別補装具相談・判定人員

区 年 齢	来 所 判 定				訪 問 審 査	書類判定			計
	来所相談		巡回相談			肢体 不自由	補 聴 器	視 覚	
	肢体 不自由	補 聴 器	肢体 不自由	補 聴 器					
～ 17歳	2								2
18 ・ 19歳	4						1		5
20歳～29歳	52	13	8				1	1	75
30歳～39歳	40	8	5	1					54
40歳～49歳	56	11	15	10			1	2	95
50歳～59歳	96	9	23	8			2	1	139
60歳～64歳	56	5	12	4			1		78
65歳～69歳	24	7	13	7			4		55
70歳～79歳	45	39	33	31			14		162
80 歳 ～	9	116	14	117	1		52	2	311
計	384	208	123	178	1	0	76	6	976

(4) 補装具費支給要否判定状況

補装具費支給の要否判定件数は表＜ 6 ＞のとおりで、障害別にみると次のようになっている。

① 肢体不自由

判定・適合判定件数は 543 件であり、種目別では、車椅子が 165 件（30.3%）と最も多く、次いで、装具 163 件（30.0%）、義肢 105 件（19.0%）、姿勢保持装置 75 件（13.8%）、電動車椅子 28 件（5.1%）、重度障害者用意思伝達装置 7 件（1.2%）と続いている。車椅子は普通型が 107 件と多いが、リクライニングやティルト機能のあるもの、また片手駆動型など、障害者のニーズに応じたものを判定・処方している。装具は脳血管障害による片麻痺者等に対する短下肢装具の判定が最も多い。

処方した補装具については、適合判定を実施しており、業者指導も含め、肢体不自由者に最も適合する補装具が支給されるよう判定・処方に努めている。

② 聴覚障害

判定件数は463件であり、種目別で最も多いのは高度難聴用補聴器で317件(68.5%)、次いで重度難聴用補聴器が113件(24.4%)となっている。高度難聴用・重度難聴用ともにポケット型より耳かけ型が上回っている。

耳あな型補聴器については、希望者が増加しているものの支給基準が限定されているため、本年度は11件について支給が適当であると判定した。イヤモールドは普通の耳栓では対応できないと判定された場合に支給可としている。

新規にイヤモールドを必要とする場合に書類判定を行った件数は19件である。

③ 視覚障害

判定件数は6件である。

表＜ 6 ＞補装具費支給要否判定件数（種目別）

種 目				件数
肢 体 不 自 由	義 肢	義 手	殻構造	6
			骨格構造	2
		義 足	殻構造	10
			骨格構造	62
			修理	25
		装 具	上肢装具	
	下肢装具		141	
	靴型装具		11	
	体幹装具		0	
	姿勢保持装置		75	
	車 椅 子	普通型		107
		リクライニング式普通型		0
		ティルト式普通型		6
		リクライニング・ティルト式普通型		5
		片手駆動型		5
		手押し型		14
		リクライニング式手押し型		2
		ティルト式手押し型		2
		リクライニング・ティルト式手押し型		23
		その他		1
	電 動 車 椅 子	普通型		4
		簡易型		19
		リクライニング式普通型		0
		電動リクライニング式普通型		1
		電動リフト式普通型		0
		電動ティルト式普通型		0
		電動リクライニング・ティルト式普通型		2
		その他		2
	重度障害者用意思伝達装置		7	
	小 計		543	

種 目			件数
聴 覚 障 害	補 聴 器	高度難聴用ポケット型	15
		高度難聴用耳かけ型	302
		重度難聴用ポケット型	5
		重度難聴用耳かけ型	108
		耳あな型	11
		デジタル補聴システム	1
		骨導式ポケット型	1
		骨導式眼鏡型	1
		イヤモールド	19
		小 計	
	視 覚 障 害	遮光眼鏡	6
		弱視眼鏡	0
		その他	0
		小計	
	その他（不適・技術的助言含む）		16
	合 計		1,028

(5) 自立支援医療費（更生医療）の判定状況

令和 6 年度における更生医療の医学的判定件数（年齢別）は表<7>のとおり 747 件で、障害別に見ると、腎臓機能障害 349 件（48.2%）、心臓機能障害 360 件（46.7%）となっており、両障害で約 9 割以上を占めている。年齢別では 70 歳以上が約 7 割を占めている。更生医療の医学的判定件数（市町別）は、表<8>のとおり高松市 385 件（51.5%）と半数を占めている。

表< 7 > 更生医療の医学的判定件数（年齢別）

障害名 年 齢	肢 体 不 自 由	聴 覚 平 衡 機 能 障 害	音 声 言 語 機 能 障 害	そ し ゃ く 機 能 障 害	視 覚 障 害	内 部 障 害					計
						心 臓 機 能	腎 臓 機 能	肝 臓 機 能	小 腸 機 能	免 疫 機 能	
18 ・ 19 歳				1							1
20 歳 ～ 29 歳		1				3	5			2	11
30 歳 ～ 39 歳						1	9	2		8	20
40 歳 ～ 49 歳		1				7	22	1		5	36
50 歳 ～ 59 歳		1				12	42	1		5	61
60 歳 ～ 64 歳						10	23	2		1	36
65 歳 ～ 69 歳						27	32			1	60
70 歳 ～ 79 歳						93	107	1		1	202
80 歳 ～ 89 歳	1					153	103	3			260
90 歳 ～						54	6				60
計	1	3		1		360	349	10		23	747

表＜ 8 ＞更生医療の医学的判定件数（市町別）

障害名 市町名	肢 体 不 自 由	聴 覚 平 衡 機 能 障 害	音 声 言 語 機 能 障 害	そ し ゃ く 機 能 障 害	視 覚 障 害	内 部 障 害					計
						心 臓 機 能	腎 臓 機 能	肝 臓 機 能	小 腸 機 能	免 疫 機 能	
高 松 市		2		1		220	155			7	385
丸 亀 市						10	36			2	48
坂 出 市						5	15				20
善 通 寺 市							14	1		1	16
観 音 寺 市						18	31	3		3	55
さ ぬ き 市						19	21	4		5	49
東かがわ市						13	5			1	19
三 豊 市		1				14	20				35
土 庄 町						9	2			2	13
小 豆 島 町	1					16	3				20
三 木 町						16	8				24
直 島 町							2				2
宇 多 津 町						1	6			1	8
綾 川 町						15	10	2			27
琴 平 町						1	4				5
多 度 津 町						2	9			1	12
まんのう町						1	8				9
計	1	3		1		360	349	10		23	747

(6) 身体障害者手帳の交付状況（高松市居住者を除く）

令和6年度末における手帳所持者は表<9>および表<10>のとおりで21,478人である。

また、令和6年度における交付件数については表<11>のとおりで新規交付者は1,324人、再交付者は1,121人である。

表<9>身体障害者手帳所持者数（程度別・年齢別・障害別）

令和7年3月31日現在

程度	年齢	障 害 種 別					合計
		視覚	聴覚	音声・言語	肢体不自由	内部	
1級	18歳未満	6			104	45	155
	18歳～64歳	102	19	1	830	845	1,797
	65歳以上	427	80	1	1,008	3,384	4,900
	計	535	99	2	1,942	4,274	6,852
2級	18歳未満	1	14		29	1	45
	18歳～64歳	83	107	2	593	26	811
	65歳以上	337	244	7	1,169	46	1,803
	計	421	365	9	1,791	73	2,659
3級	18歳未満		6	1	11	7	25
	18歳～64歳	16	48	22	382	179	647
	65歳以上	71	233	101	1,377	979	2,761
	計	87	287	124	1,770	1,165	3,433
4級	18歳未満	2	3	2	10	3	20
	18歳～64歳	18	47	62	464	346	937
	65歳以上	79	512	43	2,421	1,817	4,872
	計	99	562	107	2,895	2,166	5,829
5級	18歳未満	2			6		8
	18歳～64歳	48			256		304
	65歳以上	107	3		723		833
	計	157	3		985		1,145
6級	18歳未満		10		3		13
	18歳～64歳	21	73		184		278
	65歳以上	67	818		384		1,269
	計	88	901		571		1,560
合計	18歳未満	11	33	3	163	56	266
	18歳～64歳	288	294	87	2,709	1,396	4,774
	65歳以上	1,088	1,890	152	7,082	6,226	16,438
	計	1,387	2,217	242	9,954	7,678	21,478

表＜ 1 0 ＞身体障害者手帳所持者数（市町別・年齢別・障害別）

令和7年3月31日現在

市町名	年齢	障 害 種 別					合計
		視覚	聴覚	音声・言語	肢体不自由	内部	
高松市	18歳未満						
	18歳以上65歳未満						
	65歳以上						
	計						
丸亀市	18歳未満	2	8		46	8	64
	18歳以上65歳未満	65	62	19	567	307	1,020
	65歳以上	205	384	25	1,183	1,041	2,838
	計	272	454	44	1,796	1,356	3,922
坂出市	18歳未満	2	1		11	4	18
	18歳以上65歳未満	25	21	3	259	116	424
	65歳以上	111	171	11	678	526	1,497
	計	138	193	14	948	646	1,939
善通寺市	18歳未満		6		12	7	25
	18歳以上65歳未満	20	9	2	169	66	266
	65歳以上	71	87	2	392	301	853
	計	91	102	4	573	374	1,144
観音寺市	18歳未満	1	4	1	15	3	24
	18歳以上65歳未満	29	36	13	318	178	574
	65歳以上	121	191	15	732	733	1,792
	計	151	231	29	1,065	914	2,390
さぬき市	18歳未満			1	8	4	13
	18歳以上65歳未満	22	16	13	232	113	396
	65歳以上	120	140	14	755	573	1,602
	計	142	156	28	995	690	2,011
東かがわ市	18歳未満		2		6	2	10
	18歳以上65歳未満	16	24	5	126	70	241
	65歳以上	73	136	13	445	453	1,120
	計	89	162	18	577	525	1,371
三豊市	18歳未満	2	3	1	17	9	32
	18歳以上65歳未満	31	33	8	302	174	548
	65歳以上	102	208	24	853	754	1,941
	計	135	244	33	1,172	937	2,521

土庄町	18歳未満				6	1	7
	18歳以上65歳未満	7	7	4	66	36	120
	65歳以上	34	76	5	242	196	553
	計	41	83	9	314	233	680
小豆島町	18歳未満		1		2	2	5
	18歳以上65歳未満	8	4	3	58	37	110
	65歳以上	32	106	5	256	190	589
	計	40	111	8	316	229	704
三木町	18歳未満	1	4		13	4	22
	18歳以上65歳未満	15	15	3	156	79	268
	65歳以上	48	67	6	354	339	814
	計	64	86	9	523	422	1,104
直島町	18歳未満				1		1
	18歳以上65歳未満		4		14	13	31
	65歳以上	1	5	2	45	34	87
	計	1	9	2	60	47	119
宇多津町	18歳未満	2			5	3	10
	18歳以上65歳未満	14	15	3	98	49	179
	65歳以上	32	39		123	143	337
	計	48	54	3	226	195	526
綾川町	18歳未満		2		8	6	16
	18歳以上65歳未満	10	21	1	108	57	197
	65歳以上	46	104	11	355	347	863
	計	56	127	12	471	410	1,076
琴平町	18歳未満				4		4
	18歳以上65歳未満	3	7	2	39	23	74
	65歳以上	20	38	5	105	122	290
	計	23	45	7	148	145	368
多度津町	18歳未満	1	1		6	3	11
	18歳以上65歳未満	13	12	4	103	43	175
	65歳以上	37	54	7	271	246	615
	計	51	67	11	380	292	801
まんのう町	18歳未満		1		3		4
	18歳以上65歳未満	10	8	4	94	35	151
	65歳以上	35	84	7	293	228	647
	計	45	93	11	390	263	802
合計	18歳未満	11	33	3	163	56	266
	18歳以上65歳未満	288	294	87	2,709	1,396	4,774
	65歳以上	1,088	1,890	152	7,082	6,226	16,438
	計	1,387	2,217	242	9,954	7,678	21,478

表＜１１＞身体障害者手帳の交付件数

障害種別	年齢別	新規交付							再交付	合計
		１級	２級	３級	４級	５級	６級	小計		
視覚障害	18歳未満					1		1	2	3
	18歳以上	12	24	7	8	20	2	73	61	134
	計	12	24	7	8	21	2	74	63	137
聴覚・平衡	18歳未満								4	4
	18歳以上		1	10	69		120	200	75	275
	計		1	10	69		120	200	79	279
音声・言語・そしゃく	18歳未満								2	2
	18歳以上	1		14	3			18	9	27
	計	1		14	3			18	11	29
肢体不自由	18歳未満	7	3		2			12	21	33
	18歳以上	113	74	36	31	26	25	305	259	564
	計	120	77	36	33	26	25	317	280	597
内部障害	18歳未満	1		1				2	7	9
	18歳以上	374	3	87	249			713	681	1,394
	計	375	3	88	249			715	688	1,403
合計	18歳未満	8	3	1	2	1		15	36	51
	18歳以上	500	102	154	360	46	147	1,309	1,085	2,394
	計	508	105	155	362	47	147	1,324	1,121	2,445

３ 地域リハビリテーション推進事業

（１）「耳の日」記念講演会

聴覚障害者の地域リハビリテーションの一環として位置付け、当相談所も主催者の一員として平成４年度から毎年開催している。令和６年度は、以下のとおり開催し、地域住民の方々を中心に約５０名の参加があった。

開催日 令和７年３月２日（日）13:00～16:00

場 所 小豆島オリーブ公園

講 演 １ 耳はもちろん、匂いも味も。感覚器で楽しい人生を！

香川大学医学部耳鼻咽喉科学 教授 星川 広史

２ 健康長寿は耳から作れる！？知って得する ミミヨリ情報

香川大学医学部耳鼻咽喉科学 助教 高橋 幸稔

主 催 日本耳鼻咽喉科頭頸部外科学会香川県地方部会、香川県障害福祉相談所

4 研修会の開催状況

(1) 市町障害福祉事務担当者会

市町等の障害福祉事務担当者の障害福祉業務についての知識の向上と、適正な事務処理のため、毎年年度始めに担当者会を開催している。令和6年度は下記のとおり実施した。

開催日	令和6年5月17日（金）
場 所	かがわ総合リハビリテーション福祉センター研修室
内 容	身体障害者手帳、療育手帳、補装具、自立支援医療等の事務取扱い
参加者	市・町障害福祉担当者

5 会議等への参加状況

(1) 全国身体障害者更生相談所長協議会総会

全国身体障害者更生相談所長協議会は、全国の身体障害者更生相談所の相互の連絡を密にし、更生相談業務の発展に期することを目的とした組織で、毎年1回総会が開催されている。令和6年度の総会は書面開催となった。

開催日	令和6年7月12日（金）
場 所	オンライン開催
事務局	東京都心身障害者福祉センター（東京都）

(2) 中国・四国地区身体障害者更生相談所長協議会及び職員研究協議会（課長会議）

全国身体障害者更生相談所長協議会の地区協議会として、毎年開催されており、中国・四国地区の9県と2指定都市で、共通する課題について協議するとともに、業務に関する情報交換、研修協議等を行っている。令和6年度は愛媛県主催で、書面開催であった。

回答送付	令和6年12月23日（月）
開催方法	書面開催

第 3 知的障害者更生相談所関係業務

1 業務の概要

知的障害者更生相談所は、県内の知的障害者の相談・判定の専門機関として位置づけられており、援護の実施機関である市町からの依頼に基づき、専門的助言・判定を行うとともに、療育手帳の判定・交付事務を行っている。また、施設利用に関する情報提供を行っている。

(1) 専門的相談・支援

知的障害者の自立と社会参加にかかわる生活、教育、職業、施設利用等の専門的支援を、市町や指定障害福祉サービス事業者、特別支援学校等との連携を図りながら行っている。

なお、専門的支援を行うために、知的障害者福祉司、心理判定員、精神科医（嘱託医）を配置している。

(2) 判定

市町が障害者の施設入所支援等の支給要否決定を行うに当たって心理学的判定が必要な場合は、市町からの依頼により、専門的な判定を行い、意見を述べている。

(3) 施設利用に関する情報提供

身体障害者と同様に、知的障害者についても、障害者支援施設と障害福祉サービス事業所の利用状況についての情報提供や、必要に応じて障害者支援施設利用の相談を行っている。

(4) 療育手帳の障害程度の判定及び交付

療育手帳申請者に対する新規判定（知的障害の有無及び障害程度についての判定）及び再判定（療育手帳の更新）並びに交付事務を行っている。

また、求めに応じて療育手帳判定の際の資料等の情報提供を行っている。

2 相談判定状況等

(1) 相談・判定件数の年度別推移

過去 5 年間の年度別相談・判定件数は表＜ 1 ＞のとおりである。令和 6 年度の相談判定取扱実人員は 759 人である。療育手帳に関する相談内容、判定書等交付件数の減少については、平成 26 年度に 10 年ごとに再判定していた成人の再判定を判定不要としたことからの減少と考えられる。また、これまで相談内容その他に情報提供書等交付件数のその他の数を 2 重に計上していたものを見直したための減少である。

表＜１＞相談・判定件数の年度別推移

種別 年度		取扱 実 人員	相 談 内 容								判 定 内 容					判定書等交付件数				再交付 件数
			施 設	職 業	医 療 保 健	生 活	教 育	療 育 手 帳	そ の 他	計	医学 的 判定	心理 学的 判定	職 能 的 判定	そ の 他 の 判定	計	障害 程度 区分	療 育 手 帳	そ の 他	計	
2	来所	791	98	6	5	162	1	441	333	1,046	11	92		326	429		420	239	659	66
	巡回	65						65		65		65			65		65		65	
	計	856	98	6	5	162	1	506	333	1,111	11	157		326	494		485	239	724	66
3	来所	814	66	39	21	181		451	356	1,114	14	84		345	443		431	223	654	67
	巡回	69						69		69		69			69		69		69	
	計	883	66	39	21	181		520	356	1,183	14	153		345	512		500	223	723	67
4	来所	741	29	8	6	138	2	420	330	933	7	136		275	418		411	240	651	46
	巡回	85		1				85		86		83		2	85		85		85	
	計	826	29	9	6	138	2	505	330	1,019	7	219		277	503		496	240	736	46
5	来所	811	29	7	6	139	2	438	382	1,003	9	132		295	436		426	292	718	68
	巡回	85						85		85		85		1	86		83		83	
	計	896	29	7	6	139	2	523	382	1,088	9	217		296	522		509	292	801	68
6	来所	669	28	2	4	82	1	257	41	415	7	132		118	257		257	291	548	59
	巡回	90						90		90		90			90		90		90	
	計	759	28	2	4	82	1	347	41	505	7	222		118	347		347	291	638	59

(注)

- ① 相談内容「その他」には、当事者を含め、病院・市町・相談支援専門員等とのケース検討、また、検査結果についての証明や情報提供の相談を含む。
- ② 判定内容「その他の判定」には、在宅重症心身障害者訪問事業の対象者、県外施設利用者等に対し文書による判定を行った場合、県外からの転入者に対し判定資料を取り寄せて判定した場合等の書類判定を含む。
- ③ 判定書等交付件数「障害程度区分」は、市町が支給決定を行う上で必要な専門的判定や意見を求めてきた場合に交付した意見書の件数である。
- ④ 判定書等交付件数「療育手帳」には、非該当の件数と他県からの依頼による判定件数を含む。
- ⑤ 判定書等交付件数「その他」には、転出者に対する県外市町からの照会への回答、検査結果等についての当事者及び保護者への各種証明、病院・公共職業安定所・社会保険事務所等への情報提供としての交付を含む。

(2) ケース会議

触法障害者等支援が困難なケースや特別支援学校卒業後の進路決定に関して地域の関係者や関係機関を交えて開催される「ケース会議」に積極的に参加し、専門的助言を行った。

ケース会議実施状況（地域自立支援協議会での事例検討は含まない）

回 数	36 回
内 容	施設・職業・経済・生活等に関する問題への支援について

(3) 療育手帳の判定・交付状況（18 歳以上）

18 歳以上の者に対する療育手帳の新規判定・交付件数は表＜2＞のとおり 41 件で、そのうち障害の程度 B（軽度）が 23 件で 56.1%を占めている。非該当となった件数を合わせると 48 件の新規判定を行った。再判定件数は表＜3＞のとおり 337 件で、非該当は 1 件であった。

令和 6 年度末現在における療育手帳所持者は表＜4＞のとおり 6,492 人で、内訳は、障害の程度⑥（中度）が 1,667 人（25.7%）、B（軽度）が 2,390 人（36.8%）となっており、手帳所持者のうち中・軽度の者が全体の 6 割以上を占めている。市町別に見ると、高松市が 2,621 人（40.4%）で一番多く、次いで丸亀市 795 人（12.2%）、三豊市 462 人（7.1%）、観音寺市 413 人（6.4%）となっている。

表＜2＞療育手帳新規判定・交付件数(18歳以上) (障害の程度別、市町別)

市町名 区分		高松市	丸亀市	坂出市	善通寺市	観音寺市	さぬき市	東かがわ市	三豊市	土庄町	小豆島町	三木町	直島町	宇多津町	綾川町	琴平町	多度津町	まんのう町	計
障害の程度	④	1		1															2
	A	1		1		1													3
	⑤	4	1	2	2	1	2		1										13
	B	10	3			3	3		2			1		1					23
計		16	4	4	2	5	5		3			1		1					41
非該当		3		1	1	2													7

表<3>療育手帳再判定件数(18歳以上)(障害の程度別、市町別)

令和7年3月31日現在

市町名 区分		高松市	丸亀市	坂出市	善通寺市	観音寺市	さぬき市	東かがわ市	三豊市	土庄町	小豆島町	三木町	直島町	宇多津町	綾川町	琴平町	多度津町	まんのう町	計
障害の程度	④	28	9	1	4	6	3	3	3	2		1		3		1		1	65
	A	15	7	2	5	4	2		1			2				1	1		40
	⑤	32	9	4	2	2	5	3	11		2	3			2	1	2		78
	B	68	18	5	6	14	6	5	11	2		2		3	4	2	5	2	153
	非該当								1										1
計		143	43	12	17	26	16	11	27	4	2	8		6	6	5	8	3	337

表<4>療育手帳所持者数(18歳以上)(障害の程度別、市町別)

令和7年3月31日現在

市町名 区分		高松市	丸亀市	坂出市	善通寺市	観音寺市	さぬき市	東かがわ市	三豊市	土庄町	小豆島町	三木町	直島町	宇多津町	綾川町	琴平町	多度津町	まんのう町	計
障害の程度	④	475	144	78	40	72	58	37	76	26	21	30	5	14	27	16	25	26	1170
	A	509	145	69	44	78	90	41	84	26	28	32	4	12	26	11	33	33	1265
	⑤	638	214	89	56	97	119	66	117	45	28	46	4	24	32	15	36	41	1667
	B	999	292	113	90	166	105	74	185	32	31	61	5	50	63	30	58	36	2390
計		2621	795	349	230	413	372	218	462	129	108	169	18	100	148	72	152	136	6492

<参考資料>

療育手帳所持者数(18歳未満を含む)の年度別推移

令和6年度末現在の県内の療育手帳所持者数は表<5>のとおり 8,447 人で、県人口(909,463人:令和7年4月1日現在推計人口)に対する割合は0.9%である。

療育手帳の所持者は、年々増加している。障害の程度別に見ると、障害の程度B(軽度)の所持者が年々増えており、令和6年度末の所持者は3,373人で、令和2年度に比べ395人(13.3%)の増加となっている。障害程度の軽い人が、様々な福祉サービス等を積極的に利用するため、療育手帳の所持を希望するようになってきた結果と考えられる。

表＜５＞療育手帳所持者数の年度別推移（18歳未満を含む）

各年度末現在

年 度 区 分		2	3	4	5	6
㊸	18歳未満	224	214	232	255	249
	18歳～64歳	1,086	1,082	1,078	1,071	1,077
	65歳以上	98	97	90	90	93
	計	1,408	1,393	1,400	1,416	1,419
A	18歳未満	293	288	286	285	316
	18歳～64歳	1,042	1,050	1,060	1,073	1,075
	65歳以上	230	223	211	199	190
	計	1,565	1,561	1,557	1,557	1,581
㊹	18歳未満	370	366	360	385	407
	18歳～64歳	1,321	1,311	1,324	1,329	1,352
	65歳以上	356	342	330	329	315
	計	2,047	2,019	2,014	2,043	2,074
B	18歳未満	922	943	914	948	983
	18歳～64歳	1,962	2,043	2,138	2,202	2,270
	65歳以上	94	108	110	106	120
	計	2,978	3,094	3,162	3,256	3,373
合 計	18歳未満	1,809	1,811	1,792	1,873	1,955
	18歳～64歳	5,411	5,486	5,600	5,675	5,774
	65歳以上	778	770	741	724	718
	計	7,998	8,067	8,133	8,272	8,447

３ 会議等への参加状況

（１）全国知的障害者更生相談所長協議会総会・幹事会

全国知的障害者更生相談所長協議会は、全国の知的障害者更生相談所の相互の連絡を密にし、更生相談業務の発展に期することを目的とした組織で、毎年１回総会が開催されている。令和６年度の総会はオンライン開催となった。また、第１回幹事会及び第２回幹事会についてもオンライン開催となった。

・総会及び第１回幹事会

開催日 令和６年７月１２日（金） オンライン開催

・第２回幹事会

開催日 令和７年２月７日（金） オンライン開催

(2) 中国・四国地区知的障害者更生相談所長協議会及び職員研修協議会

全国知的障害者更生相談所長協議会の地区協議会として、毎年開催されており、中国・四国地区の 9 県と 2 指定都市で、共通する課題について協議するとともに、業務に関する情報交換、研修協議等を行っている。令和 6 年度は岡山市が開催県であったが、書面開催となった。

回答送付 令和 6 年 10 月 31 日 (木)

開催方法 書面開催

第 4 児童相談所（障害児部門）関係業務

1 業務の概要

障害福祉相談所は、児童相談所の障害児部門を担当し、児童の障害に関する専門的な知識及び技術を必要とする相談への対応や、医学的、心理学的、教育学的及び行動上の診断を行い、それに基づいた判定と必要な指導を行っている。また、療育手帳の判定と交付事務、障害児入所給付費・障害児入所医療費の支給決定と支払いに関する業務も行っている。

なお、虐待等による措置や一時保護に関する事項については、児童相談所である子ども女性相談センター及び西部子ども相談センターが対応している。

（１）相談の受付と対応

相談は、原則として予約制とし、相談内容により、心理職あるいは福祉職が対応している。医学的判定を要する場合は、嘱託医師が対応している。

（２）障害児入所施設の利用に関する事務

障害児入所施設の利用契約にかかる支給決定の上、障害児入所受給者証及び障害児入所医療受給者証の交付を行っている。

加えて、障害児入所給付費、高額障害児入所給付費、特定入所障害児食費等給付費及び障害児入所医療費の支払い事務を行っている。

（３）市町の依頼による意見書の交付

障害者総合支援法（第 22 条第 2 項）に係る支給要否決定の意見書、児童福祉法（第 21 条 5 の 7 第 2 項）にかかる通所支給要否決定の意見書を市町の求めに応じて交付している。児童福祉法（第 63 条の 2 又は 3）に係る意見書は、市町から依頼に応じ、調査等を実施した後、児童相談所長は、障害福祉相談所の意見に基づき、市町に意見書を通知している。

（４）在宅重症心身障害児（者）訪問指導

在宅重症心身障害児（者）の家庭に、嘱託医師、保健師及び福祉職が、地域の福祉担当者や保健師の協力を得て巡回訪問し、医師の診察や医学・療育上の指導を行っている。

（５）療育手帳の判定と再判定

療育手帳申請者に対する新規判定（知的障害の有無及び障害程度についての判定）及び再判定（療育手帳の更新）並びに交付事務を行っている。療育手帳の判定は予約制とし、適宜、巡回判定も実施している。

また、求めに応じて療育手帳判定の際の資料等の情報提供を行っている。

2 相談判定状況等

(1) 相談受付の状況

相談種別受付件数は表＜1＞のとおり 1,125 件であり、知的障害相談が 1,064 件 (94.6%) で一番多く、次いで重症心身障害相談が 40 件 (3.6%) となっている。

表＜1＞相談種別受付件数

種別 性別	障害相談						育成相談				その他	計
	肢体不自由	視聴覚障害	言語発達障害	重症心身障害	知的障害	発達障害	性格行動	適性	育児・しつけ	不登校		
計	18			40	1,064	2					1	1,125

(2) 経路別相談受付の状況

経路別相談受付の状況は表＜2＞のとおりである。家族・親戚からの相談が 701 件 (62.3%) と多いのは、療育手帳再判定と施設利用に係る相談等によるものである。

表＜2＞経路別相談受付の状況

経路 性別	県市町			児童福祉施設等	児童家庭支援センター	医療機関	学校	家族・親戚	その他	計
	児童相談所	福祉事務所	その他							
女		109	19					215		343
男		247	46			3		486		782
計		356	65			3		701		1,125

(3) 相談種別処理の状況

相談種別処理件数については表＜3＞のとおりである。処理件数の傾向は、相談受付件数の傾向と同様であり、知的障害相談は療育手帳に関するもの、重症心身障害相談は施設利用に関するものが多い。

表＜３＞相談種別処理件数

処 理 相談種別		面接指導			利用契約	その他	計
		助言指導	継続指導	他機関幹 旋			
養 護 相 談							
障 害 相 談	肢 体 不 自 由 相 談	1			17		18
	視 聴 覚 障 害 相 談						
	言 語 発 達 障 害 等 相 談						
	重 症 心 身 障 害 相 談	4			36		40
	知 的 障 害 相 談	947			50		997
	発 達 障 害 相 談	5		4			9
育 成 相 談	性 格 行 動 相 談						
	適 性 相 談						
	育 児 ・ し つ け 相 談						
	不 登 校 相 談						
そ の 他 の 相 談					1		1
計		957		4	104		1,065

(４) 調査・診断及び心理療法・カウンセリング等の状況

調査・診断及び心理療法・カウンセリング等件数は表＜４＞のとおりである。調査・社会診断指導の「その他」は、主として入所給付費支給決定に係るものである。心理診断指導は、療育手帳判定がその多くを占める。

心理療法・カウンセリング等のうち「児童福祉司等」として挙げている件数には、ケース会の開催及び参加も含めている。

表＜４＞調査・診断及び心理療法・カウンセリング等件数

区分 対象者	指 調 査 ・ 社会診 断 断	医 学 的 診 察 ・ 指 導	心理診断指導					そ の 他 の 診 断 指 導	心理療法・カウンセリング等			
			知 能 検 査	発 達 検 査	人 格 検 査	そ の 他 の 検 査	指 導 ・ 面 接 ・ 観 察 ・		医 師	心 理 判 定 員 等	児 童 福 祉 司 等	そ の 他 の 所 員
児 童	15	2	873	1,006	1	1	947				28	
保護者	129	2					956				58	
その他	343						19				79	
計	487	4	873	1,006	1	1	1,922				165	

(５) 障害児入所施設利用に係る受給者証交付状況

障害児入所施設利用に係る受給者証交付件数は表＜５＞のとおりである。

令和６年度の報酬改定に伴い、一時的に交付数が増加した。

表＜５＞障害児入所施設利用に係る受給者証交付件数（変更・再交付も含む）

令和7年3月31日現在

種別	利用施設数	件数
福祉型障害児入所施設	3	46
医療型障害児入所施設	4	26
指定発達支援医療機関	1	32
計	8	104

(６) 障害児入所施設別入所人員

障害児入所施設別人員数については表＜６＞のとおりである。令和６年度末現在の障害児入所施設利用人員数は77名である。そのうち措置により入所している児童数は32名で、措置率は41.6%となっている。

表＜ 6 ＞障害児入所施設別人員数

令和7年3月31日現在

種別	施設名	契約人員	措置人員	計
福祉型障害児入所施設	川部みどり園	2	20	22
	白鳥園	8	5	13
	ばんそうS&S児童部 (徳島県)			
	未来 (徳島県)			
	池田学園 (徳島県)	1	2	3
医療型障害児入所施設	かがわ総合リハビリテーションこども支援施設	7	5	12
	高松医療センター医療型障害児入所施設	2		2
	福岡県こども療育センター新光園			
指定発達支援医療機関	四国こどもとおとなの医療センター	25		25
	東徳島医療センター (徳島県)			
計		45	32	77

(7) 市町の依頼による意見書の交付

市町から、児童福祉法第 63 条の 2 又は 3 における児童の障害福祉サービス利用に係る意見書の依頼件数は 12 件であった。

(8) 療育手帳判定の際の情報の提供件数

本人または保護者等からの依頼に基づき、知能検査等の結果を情報提供した。提供件数は 888 件である。

(9) 在宅重症心身障害児（者）訪問指導状況

在宅重症心身障害児（者）訪問指導件数は表＜ 7 ＞のとおりである。対象者の入院、施設入所等により今年度の対象は 5 件となり、実施は 4 件であった。（内 1 件は施設入所により中止）

対象者の年齢は 40 歳を超え保護者も高齢となっている。保護者の養育が困難になった時の問題等も含め関係機関と情報を共有し訪問指導を行った。

地域での支援の一環として、中讃西部地域自立支援協議会在宅重度心身障害児（者）ワーキンググループを開催していたが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の関係で令和 3 年度以降開催されていない。

表<7>在宅重症心身障害児(者)訪問指導件数

市町名 区分		高 松 市	丸 亀 市	坂 出 市	善 通 寺 市	観 音 寺 市	さ ぬ き 市	東 か が わ 市	三 豊 市	土 庄 町	小 豆 島 町	三 木 町	直 島 町	綾 川 町	宇 多 津 町	琴 平 町	多 度 津 町	ま ん の う 町	合 計
前年度継続件数		1			2		1											1	5
新規件数																			
指導対象件数		1			2		1											1	5
訪問 指導 件数	0 歳 ～ 6 歳																		
	学 齢 児																		
	15歳～18歳未満																		
	18歳～40歳未満																		
	40 歳 以 上	1			2													1	4
	計	1			2													1	4
電話(来所)相談																			
終結 件数	施 設 入 所						1												1
	死 亡																		
	そ の 他																		
	計						1												1
次年度継続件数		1			2													1	4

*嘱託医による訪問指導回数:3回 件数:4件

(10)療育手帳の判定・交付状況(18歳未満)

18歳未満の児童に対する療育手帳の新規判定・交付件数は表<8>のとおり308件である。そのうち障害の程度B(軽度)が211件で68.5%を占めている。非該当件数は58件である。

再判定件数は表<9>のとおり522件であり、そのうち32件が非該当である。

表<10>は療育手帳所持児童数である。人数は1,955人で、そのうち障害の程度B(軽度)が983人で50.3%を占めている。市町別に見ると、高松市が965人(49.4%)で最も多く、次いで丸亀市が233人(11.9%)となっている。

表<11>に療育手帳所持児童数の年度別推移を示す。療育手帳を所持する児童は増加する傾向にある。

表＜ 8 ＞療育手帳新規判定・交付件数（障害の程度別、市町別）

市町名 区分		高 松 市	丸 亀 市	坂 出 市	善 通 寺 市	観 音 寺 市	さ ぬ き 市	東 か が わ 市	三 豊 市	土 庄 町	小 豆 島 町	三 木 町	直 島 町	宇 多 津 町	綾 川 町	琴 平 町	多 度 津 町	ま ん の う 町	計
障害 の 程 度	④	4	1		1				2					1					9
	A	20	2	3		2	1		1			1		1	1		1		33
	⑤	23	8	2	1	5			4	1	2	1		2	2		2	2	55
	B	115	20	6	5	9	9	7	9	2	4	4	1	7	5	1	5	2	211
計		162	31	11	7	16	10	7	16	3	6	6	1	11	8	1	8	4	308
非該当		34	7	1	2				4			4		1	3		2		58

表＜ 9 ＞療育手帳再判定件数（障害の程度別、市町別）

市町名 区分		高 松 市	丸 亀 市	坂 出 市	善 通 寺 市	観 音 寺 市	さ ぬ き 市	東 か が わ 市	三 豊 市	土 庄 町	小 豆 島 町	三 木 町	直 島 町	宇 多 津 町	綾 川 町	琴 平 町	多 度 津 町	ま ん の う 町	計
障害 の 程 度	④	23	4	3	1	3	1	1	1		1	1				1	1	1	42
	A	61	9	3	3	2	3	4	5	2	1	6		2	2	1	2		106
	⑤	67	12	5		4	7	2	8	1	2	4		1	3	1	2	5	124
	B	110	22	6	11	9	6	6	15	3	1	5		3	10	1	4	6	218
	非該当	22	3	2			1	1				1		1	1				32
計		283	50	19	15	18	18	14	29	6	5	17		7	16	4	9	12	522

表＜１０＞療育手帳所持児童数（障害の程度別、市町別） 令和７年３月３１日現在

市町名 区分		高 松 市	丸 亀 市	坂 出 市	善 通 寺 市	観 音 寺 市	さ ぬ き 市	東 か が わ 市	三 豊 市	土 庄 町	小 豆 島 町	三 木 町	直 島 町	宇 多 津 町	綾 川 町	琴 平 町	多 度 津 町	ま ん の う 町	計
障 害 の 程 度	㊤	112	37	8	12	15	6	7	20	1	3	7	1	5	5	2	5	3	249
	A	167	38	18	8	10	12	5	18	2	3	10		5	9	3	5	3	316
	㊦	198	56	20	11	21	16	4	25	3	7	11		7	7	1	7	13	407
	B	488	102	44	44	42	39	26	56	10	10	29	2	21	30	5	17	18	983
計		965	233	90	75	88	73	42	119	16	23	57	3	38	51	11	34	37	1955

表＜１１＞療育手帳所持児童数の年度別推移 各年度末

年度	障害の程度	㊤	A	㊦	B	計
2		224	293	370	922	1,809
3		214	288	366	943	1,811
4		232	286	360	914	1,792
5		255	285	385	948	1,873
6		249	316	407	983	1,955

第 5 発達障害児（者）関係業務

1 業務の概要

障害福祉相談所は、発達障害が疑われる児（者）の初期相談、関係機関への紹介等に関する業務を所管している。また、嘱託医相談を実施している。

発達障害が疑われる相談については、電話で現在の状況や医療的なケア、就労支援等の相談ニーズを聞き取り、発達障害児（者）として継続的な支援が必要であると判断した場合、適切な専門的サービスに繋がるよう関係機関を紹介している。

発達障害者支援法に基づき、本県は平成 19 年 4 月に発達障害者支援センターとして「アルプスカがわ」を指定した。初期相談の中で継続的な支援が必要と判断された場合には、「アルプスカがわ」や地域の療育機関等を紹介している。

2 相談判定状況等

（1）障害別相談状況

過去 5 年間の推移は表＜ 1 ＞のとおりである。

令和元年度までは、必要に応じて行動観察や各種心理アセスメントを実施の上、助言指導や他機関紹介、嘱託医相談を実施した。令和 2 年度以降は業務を見直し、電話相談と嘱託医相談を実施している。表＜ 1 ＞の数値は、令和 2 年度以降については、嘱託医相談の件数である。

表＜ 1 ＞障害種別相談人員数の年度別推移

区分 障害種別	実 人 員					延 人 員				
	2	3	4	5	6	2	3	4	5	6
注意欠如 多動性障害										
自閉症スペクト ラム障害	4	4	2	1	2	4	4	2	1	2
学習障害										
言語										
知的										
その他		1	1				1	1		
計	4	5	3	1	2	4	5	3	1	2

(障害種別について)

- ・注意欠如多動性障害（ADHD）
授業中の離席等、行動上の問題についての相談。
- ・自閉症スペクトラム障害（ASD）
友達関係ができにくい、状況理解が悪い等。
- ・学習障害（LD）
学習障害と注意欠如多動性障害又は自閉症スペクトラム障害とが重複している場合は、注意欠如多動性障害又は自閉症スペクトラム障害の項目に計上している。
- ・言語
言語発達上の問題が認められるが知的障害には該当しない場合と、低年齢のため発達障害が疑われるものの診断では確定しない場合に暫定的に「言語」と分類している。
- ・知的
発達障害の疑い等を主訴に来所したが、判定の結果、知的障害を主に考慮すべき場合。
- ・その他
上記の障害種別分類に該当しない場合。

(2) 年齢層別相談実人員の状況

年齢層別相談実人員数の年度別推移は表＜2＞のとおりである。

幼児、小学生は、医療機関から嘱託医の専門的な助言を求めて来談する場合が多い。

表＜2＞年齢層別相談実人員数の年度別推移

年度 年齢層別	2	3	4	5	6
幼児	2		1	1	
小学生	2	5	2		2
中高生					
18歳以上					
計	4	5	3	1	2

6 障害者差別解消関係業務

1 業務の概要

「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（障害者差別解消法）が平成 28 年 4 月 1 日に施行された。この法律は、障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本的な事項や、国の行政機関、地方公共団体等及び民間事業者における障害を理由とする差別を解消するための措置などについて定めることにより、全ての国民が障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重しながら共生する社会の実現につなげることを目的としている。

障害福祉相談所においても平成 28 年 4 月 1 日に相談窓口を開設し、障害を理由とする差別にかかわる相談に対して助言等を行った。

また、平成 29 年 10 月には「香川県障害のある人もない人も共に安心して暮らせる社会づくり条例」（通称「さべかい・ともいき条例」）が成立し、平成 30 年 4 月 1 日に施行されたため、業務マニュアルに従い相談調整等の業務を行った。

（１）障害者差別に関する相談もしくは届出の受付・調査・調整

県民等から障害者差別に関する相談や届出を受け、その内容により差別を受けたとされる状況や当該事業所等の調査を行った。また、その内容を相談者にフィードバックした。

令和 6 年度は、7 件の相談を受け、調査・調整を行った。〈表 1 のとおり〉

（２）障害者差別の解消に関する広報・啓発活動

障害者差別解消法に関して、研修会の講師を務め、リーフレットを配布するなど、広報・啓発活動を行うこととしているが、講師派遣については依頼がなかった。

（３）障害者差別に関する関係機関の連携体制の構築

香川県障害者差別解消支援地域協議会に 1 回出席し、関係機関の連携強化や共通認識の醸成、課題の検討を行った。また、事例検討部会に 4 回出席し困難事例や広域的な事例の検討、事例分析による関係機関へのフィードバックを行った。〈表 2 のとおり〉

（４）市町や各圏域障害者差別解消支援地域協議会への支援

各圏域に設置されている差別解消支援地域協議会に出席し助言を行うとともに、市町が受付した差別解消事案について、情報提供や後方支援を行った。

令和 6 年度は、高松、大川、中讃東圏域、中讃西部地域、三観地域の差別解消支援地域協議会に出席した。

（５）その他障害者差別解消等のために必要な支援

香川県自立支援協議会権利擁護部会において、具体的事案を共有し、障害者差別の解消も含め、県下の権利擁護の体制について検討を行った。

2 相談受付状況等

(1) 障害者差別等に関する相談への対応件数

令和6年度は7件の相談が寄せられた。相談の種類別件数は、表<1>のとおりである。

表<1>障害者差別等に関する相談の種類別件数

相談の種類	件数
行政	2
教育	
雇用・就業	
公共交通関係	
医療	3
福祉	
建物・住宅	1
サービス	1
情報	
計	7

(2) 障害者差別解消法に関する研修等の講師派遣状況

障害者差別解消法に関する知識の普及と啓発のため、職員を講師として派遣しているが、令和6年度は、派遣依頼はなかった。

(3) 香川県障害者差別解消支援地域協議会等への出席

香川県障害者差別解消支援地域協議会に出席し、関係機関の連携強化や共通認識の醸成、事例の検討等を行った。

表<2>香川県障害者差別解消支援地域協議会等への出席状況

対 象 協 議 会	回数
香川県障害者差別解消支援地域協議会	1
香川県障害者差別解消支援地域協議会事例検討部会	4
計	5

(4) 香川県障害者相談等調整委員会への出席

香川県障害者相談等調整委員会は該当する事例がなく開催されなかった。

第 7 障害者権利擁護センター関係業務

1 業務の概要

「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」（障害者虐待防止法）に基づき、平成 24 年 10 月 1 日、障害福祉相談所内に「香川県障害者権利擁護センター」が設置された。令和 6 年度は、同法第 36 条第 2 項に規定する以下の業務を行った。

（１）夜間・休日の障害者虐待に関する通報もしくは届出への対応

迅速な対応で被虐待者の権利擁護に努めるため、県子ども女性相談センターの協力を得て、24 時間体制で通報や届出を受付けた。

（２）市町等関係機関との虐待を受けた障害者及び養護者の支援のための情報提供、助言及び連絡調整等

市町等関係機関からの求めに応じて、障害者虐待対応に関する情報提供、助言及び連絡調整等を行った。また、県内の関係機関を構成員とした「香川県障害者虐待防止連絡調整会議」のメンバーとして、関係機関と連携を図った。

＜表 5 のとおり＞

（３）虐待を受けた障害者及び養護者の支援に関する相談、相談機関の紹介

虐待を受けた障害者や、養護者等からの相談に応じた。また、被虐待者の心のケアや、虐待者の支援を行う体制を継続して整備した。

（４）障害者虐待の防止及び養護者の支援に関する情報の収集、分析、提供

学識経験者・司法関係者・福祉関係者等から構成されるチームを設置し、虐待を受けた障害者やそのおそれのある障害者の事例について分析・評価・検討を行うこととしているが、令和 6 年度は該当するものがなかった。

（５）障害者虐待の防止及び養護者の支援に関する広報その他の啓発活動

関係機関等を対象とした障害者虐待防止研修の講師を務め、障害者虐待防止に関する知識の普及に努めた。＜表 4 のとおり＞

（６）その他障害者虐待の防止等のために必要な支援

香川県自立支援協議会権利擁護部会に委員として参加し、県下の障害者虐待防止のための体制づくりや権利擁護の現状等について情報共有した。

2 相談受付状況等

(1) 障害者虐待相談への対応状況等

令和6年度は22件の相談が寄せられた。虐待者別相談受付件数は、表<1>～表<3>のとおりである。施設従事者等による虐待相談及び使用者による虐待相談については、市町と協力して対応した。

表<1>養護者による虐待相談

障害者権利擁護センターで直接相談を受付けた件数	2
市町受付後、市町より障害者権利擁護センターに相談のあった件数	
計	2

表<2>施設従事者等による虐待相談

障害者権利擁護センターで直接相談を受付けた件数	1
市町受付後、市町より障害者権利擁護センターに相談のあった件数	3
計	4

表<3>使用者による虐待相談

障害者権利擁護センターで相談を受付けた件数	2
市町受付後、障害者権利擁護センターに通知のあった件数	
香川労働局からの通報・情報提供のあった件数	14
計	16

(2) 障害者虐待防止研修の講師派遣状況

障害者虐待防止に関する知識の普及と啓発のため、職員を講師として派遣した。

表<4>障害者虐待防止研修の講師派遣状況

対 象 団 体	回数
障害者(児)施設・事業所	4
資格研修会・協議会等	2
特別支援学校等	1
当事者会・保護者会等	
計	7

(3) 市町等関係機関との連携・協力状況

市町の求めに応じて、障害者虐待に関する助言や情報提供、連絡調整、後方支援を行った。また、市町が主催する障害者虐待個別ケース会議への参加依頼はなかった。

表< 5 >障害者虐待調査・助言・後方支援の状況（重複有）

対 象	回数(人)
ケース本人への面接・訪問調査(人)	0 人
市町に対する助言・情報提供・後方支援(人)	3 人
個別ケース会議に出席 (回) (延べ)	0 回
福祉サービス事業所等への訪問・調査等(市町と合同をむ) (回)	4 回
計	7 (回・人)

第 8 関係機関等への援助

1 行政機関等への援助

関係行政機関の委員会・協議会の委員等として会議等に参加した。

(1) 発達障害等支援連絡会議

名称	主催者	開催年月日	相談所側出席者
市町等発達障害児・者支援関係職員連絡会	香川県障害福祉課	R6. 6. 10	心理判定員
観音寺市発達障害等支援連携会議代表者会議	観音寺市	R6. 6. 6	所長
観音寺市発達障害等支援連携会議実務者会議	観音寺市	R6. 6. 6 R6. 9. 5 R7. 1. 30	心理判定員
さぬき市発達障害等支援連携会議代表者会議	さぬき市	R6. 5. 24	所長
さぬき市発達障害等支援連携会議実務者会議	さぬき市	R6. 7. 11 R6. 11. 7	心理判定員
三豊市発達障害等支援連携会議代表者会議	三豊市	R6. 5. 23	所長
三豊市発達障害等支援連携会議実務者会議	三豊市	R6. 10. 16 R7. 1. 29	心理判定員

(2) 特別支援連携協議会

名称	主催者	開催年月日	相談所側出席者
特別支援教育地域連携推進委員会	香川県教育委員会	R6. 6. 25	心理判定員
高松地域特別支援連携協議会	香川県教育委員会	R7. 1. 23	心理判定員
小豆地域特別支援連携協議会	香川県教育委員会	R6. 9. 30	心理判定員
県・圏域関係機関連絡会議	アルプスかがわ	R7. 2. 13	心理判定員

(3) 就学指導委員会

名称	主催者	開催年月日	相談所側出席者
香川県教育支援委員会	香川県教育委員会	R7. 1. 16	心理判定員
高松市立 幼稚園特別支援教育支援会	高松市教育委員会	R6. 11. 20 R6. 11. 25 R6. 11. 27	心理判定員
高松市就学指導委員会	高松市教育委員会	R6. 8. 21 R6. 9. 18 R6. 10. 9 R6. 11. 6 R6. 12. 11 R7. 2. 19	心理判定員
さぬき市 心身障害児就学指導委員会	さぬき市教育委員会	R6. 10. 9	心理判定員
東かがわ市教育支援委員会	東かがわ市教育委員会	R6. 10. 23	心理判定員

(4) 進路相談会

名称	主催者	開催年月日	相談所側出席者
香川県立中部支援学校進路説明会	中部支援学校	R6. 4. 11	ケースワーカー
徳島県立池田支援学校進路相談会	池田支援学校	R6. 5. 22	ケースワーカー
香川県立中部支援学校進路説明会	中部支援学校	R6. 12. 9	ケースワーカー

(5) 高松市発達障がい者サポート事業

名称	主催者	開催年月日	相談所側出席者
高松市発達障がい者サポート委員会	高松市	R7. 2. 20	心理判定員

(6) 自立支援協議会

会議名	参加回数
香川県自立支援協議会	2
香川県自立支援協議会権利擁護部会	4
香川県自立支援協議会差別解消支援地域協議会事例検討部会	4
香川県自立支援協議会部会連携会議	-
香川県自立支援協議会医療的ケア部会	2
大川圏域自立支援協議会	3
高松圏域自立支援協議会	2
小豆圏域自立支援協議会	-
中讃東圏域自立支援協議会	2
中讃西部地域自立支援協議会	3
三観地域自立支援協議会	1
計	23

2 研修会への講師派遣等

障害者虐待防止・障害者差別解消法関連の研修会は、前述のこと。

3 見学研修・実習の受け入れ等

名 称	開催年月日
香川県庁インターンシップ	警報発令により中止
子ども女性相談センター学生実習	(令和6年度は依頼なし)
新任社会福祉等職員研修	令和6年11月8日

第 9 その他の業務

障害福祉相談所は「香川県社会福祉施設等指導監査要綱」に定めるとおり、障害福祉課が計画する障害者支援施設・障害福祉サービス事業所・児童福祉施設・障害児通所支援事業所（以下「障害者支援施設等」という。）への指導監査に協力を行っている。

1 業務の概要

障害者支援施設等の適切な施設運営や個別支援計画に基づいた利用者本位の適切な支援が行われるよう、一定の場所に集めて講習を行う（以下「集団指導」という。）とともに、対象となる障害者支援施設等の施設において実地で指導（以下「運営指導」という。）を行っている。

障害福祉相談所は障害福祉課が計画・実施する集団指導及び運営指導において、関係法令・通知等による適切な利用者支援について、虐待防止の取組み状況、個別支援計画の策定状況、苦情解決への取組み状況等を確認、指導している。

なお、障害者支援施設・障害福祉サービス事業所に対する集団指導は中核市として指導権限を有する高松市と合同で開催している。

2 実施状況等

（１）集団指導実施状況

障害福祉課がホームページに資料を掲載して、各事業所等に周知した。

（２）実地指導実施状況

事業所種別	実施数
障害者支援施設	4
障害福祉サービス事業所	45
児童入所施設	4
障害児通所支援事業所	33
計	86